

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：6 国名：ウガンダ 担当：人間開発部
案件名：中等理数科強化教員研修プロジェクトフェーズ3

1 契約予定期間：2013年9月上旬～2017年8月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における教育分野の業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月9日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月中旬
- (5) 契約交渉 : 8月中旬～8月下旬

5 業務の目的

ウガンダ国においては、1997年の初等教育無償化政策実施、2007年の中等教育無償化政策の導入により、前期中等教育の就学者数が増加しており、中等教育の量的拡大とともに質的向上が喫緊の課題となっている。前期中等教育の中で、特に理数科の水準は低く、国家試験庁（UNEB）による全国学習達成状況調査（NAPE）の2010年の結果では、一定の水準に達していると判定された生徒の割合が、英語で67.5%であるのに対し、数学は49.7%、生物は30.4%と、理数科における成績の低さが目立っている。

このような背景の下、JICAは2005年8月から2008年7月までの3年間、3県を対象としたパイロット事業である「中等理数科強化プロジェクト（SESEMAT）」（以下、フェーズ1）を支援した。その後、2008年8月から2012年8月まで全県を対象に、全国展開及び同プロジェクトの研修運営能力の向上を目的として「中等理数科強化全国展開プロジェクト（SESEMAT National Expansion Plan）」（以下、フェーズ2）を実施した。こうしたフェーズ1及びフェーズ2の結果、フェーズ2終了までに全ての州を対象とした現職教員研修（INSET）を実施する体制を確立するなどの成果を挙げた。特に、INSET研修について、各学校が研修運営実施費を支出して教員を研修に参加させる仕組みを確立するなど、予算面や運営面で一定の持続性が確保されたことは大きな成果である。

しかし、研修参加教員の研修理解度については、改善が確認できた教員が多いものの、依然として課題のある教員もいる状況にある。また、初等教育の就学率及び修了率の上昇とともに、中等教育の就学率も徐々に高まる傾向にある中で、臨時雇用も含めた教員数は増加傾向にあり、十分な研修を受けずに採用された新規教員などに対しても引き続き研修を実施する必要がある。具体的には、依然として教員の教科内容に関する知識の不足や教師・理論中心の教授法の不適切さが指摘されており、現場の学校の授業の質を改善するための仕組みや教員の教科知識の強化や授業法の改善などが課題となっている。加えて、中等教育のカリキュラム改編作業がなされており、新たなカリキュラムも踏まえた研修を提供し、新カリキュラムの普及にも取り組む必要が生じている。

今回、カウンターパート（C/P）機関であるウガンダ国教育スポーツ省はこれまでのINSETの継続に加え、その更なる質向上や、フェーズ2で試行的に導入された地方における継続的な授業改善の活動（地方活動：SESEMAT Activities for Regional Bases: SARB）の実施体制強化を目的とした支援を日本政府に対して要請してきた。同要請を受け、JICAは2012年11～12月に詳細計画策定調査団を派遣し、2013年5月にフェーズ3実施に係るR/Dを締結した。

本案件では、このR/D（概要は以下のとおり）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を實現し、プロジェクト目標を達成し、INSETの実施及びSARBを通じて学校レベルでの前期中等の理数科の授業改善のための包括的な取り組みが強化されることを目指す。併せて、この取り組みの際に必要な教員用教材を開発することで、学校レベルの教員の教科知識や指導法の強化促進を目指す。また、ウガンダの目指す教員像に沿った教員強化の仕組みとしてのINSET及びSARBの取り組みの標準化及びウガンダ国関係機関が自立発展的に現場の教員のニーズを捉え、必要な研修を企画・立案・実施できるような更なるキャパシティの向上を目指す。

(1) スーパーゴール

前期中等学校生徒の理数科の学力が向上する。

(2) 上位目標

前期中等学校生徒の理数科学習態度が改善する。

(3) プロジェクト目標

前期中等学校理数科教員の授業の質が改善する。

(4) 期待される成果

成果1 定期的INSETの研修プログラムの質が改善される。

成果2 地方活動（SARB）が全国で適切に運営される。

(5) 対象地域

全国

(6) 関係官庁・機関

教育スポーツ省(C/P部局は主に中等教育課)、同省管轄の国家カリキュラム開発センター（NCDC）、地方教育局

6 業務の範囲及び内容

<全期間を通じての業務>

- (1) インセプションレポートの作成・協議
- (2) 関係者の職務、役割分担の明確化
- (3) 供与機材の調達
- (4) プロジェクト効果測定のためのモニタリング指標の検討
- (5) ベースライン調査の実施
- (6) 研修教材の作成や改善、研修運営、授業改善活動など以下の成果を実現するための助言・指導
- (7) プロジェクト調整会議の定期開催
- (8) プロジェクト進捗報告書等の作成・協議
- (9) 成果品の関係者への共有（ワークショップの開催含む）
- (10) 広報の計画・実施
- (11) エンドライン調査の実施
- (12) プロジェクト業務完了報告書の作成・協議

<成果1関連>

- (1) INSET研修コンテンツの質の改善のための関連教育機関との協調関係の構築
- (2) 国家カリキュラム開発センター（NCDC）が中心に進められている新カリキュラム策定作業の進捗確認
- (3) 上記（2）の新カリキュラムに関する内容分析
- (4) これまでのINSET研修コンテンツのレビュー
- (5) INSET研修コンテンツの質的改善のための計画案の策定
- (6) 教員用教材（S1～S4の科目内容資料及びINSET研修コンテンツ）開発のための計画案の策定
- (7) 計画案、ベースライン調査、改訂カリキュラムに基づき教員用教材の開発（試行導入・レビューを含む）
- (8) INSET全国研修の実施支援
- (9) INSET地方研修の実施支援
- (10) 学校管理者、地方教育局などの関係者に対し啓発活動及び研修の実施支援
- (11) 中央研修講師のコンテンツと教材開発における能力の向上のための研修の実施
- (12) サイエンスフェア、スーパーティーチャーコンテスト、キャリアガイダンス冊子等、モチベーションと関心の向上のための活動実施支援
- (13) 教員が授業で活用可能な教員用教材の取りまとめ
- (14) ウガンダ国教育省が進める中等教員開発管理システムの動向確認
- (15) INSET研修の正式な制度化に向けた政策の確認及び同研修制度の既存の仕組みへの内在化の検討

<成果2関連>

- (1) 地方活動（SARB）の全国レベルモニタリングのための授業参加指数（LPI）、授業観察指数（LOI）、満足度、簡易学力テスト等を含むSARBモニタリングツールの検討・開発
- (2) 地方運営委員会（以下、RMC）によるSARBの活動計画の策定支援
- (3) 関係者の合意に基づくSARBの拠点校の選定
- (4) SARB推進のためのRMCの運営ガイドライン改訂支援
- (5) 各学校/リージョンレベルでのSARB活動計画の策定支援
- (6) 学校管理者、DEO、DES職員らを含む関係者に対し啓発活動及び研修の実施支援
- (7) 各学校/リージョンレベルでSARBの実施支援
- (8) SARBモニタリングツールに基づいた各SARBの活動内容のモニタリングの実施
- (9) 教育省及び関係者へのモニタリング結果の共有
- (10) 拠点校でのエンドライン調査の実施
- (11) 拠点校での授業改善の取り組み事例集の取りまとめ

7 成果品等

- (1) インセプションレポート（業務計画書）（2013年9月上旬）
- (2) プロジェクト進捗報告書（2014年9月上旬、2015年7月下旬、2016年2月下旬、2016年9月下旬）
- (3) プロジェクト業務完了報告書（2017年8月下旬）
- (4) ベース/エンドライン調査報告書（テスト結果など含む）（2014年4月上旬/2017年3月上旬）
- (5) INSET用研修教材（2014年3月下旬、2015年3月下旬、2016年3月下旬）
- (6) 教員用教材（2014年7月下旬、2015年7月下旬、2016年7月下旬、2017年8月下旬）
- (7) 授業改善の取り組み事例集（2015年7月下旬、2017年8月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括／組織開発（評価対象予定者）
- (2) 理数科教育1／教材開発（評価対象予定者）
- (3) 理数科教育2／モニタリング・評価（評価対象予定者）
- (4) 地方活動強化／業務調整

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 2012年11～12月に詳細計画策定調査実施済み。
- (3) 2013年5月にR/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。